

平成23年10月
堺市

入札参加停止及び入札参加除外に係る
公表等の取扱いについて（お知らせ）

入札参加停止又は入札参加除外を受けた者（以下「入札参加停止者等」という。）が入札参加辞退届を提出した場合、入札参加有資格者でなくなるため、措置期間中であっても辞退届を受理した段階で公表を中止していますが、入札参加停止等をより適正に運用する観点から、下記の理由により、平成24年4月1日以降の入札参加停止者等については、措置期間が満了するまで公表することとします。

記

- 1 措置期間中に公表を中止すると、入札参加停止及び入札参加除外が取り消されたように誤解される。
- 2 措置期間中は、本市発注案件の下請等についても制限されるため、公表しておく必要がある。

（参考）

・堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱第9条

「入札参加停止者は、入札参加停止の措置を受けている期間は、本市が発注する契約の全部又は一部について下請けをし、又は再委託を受けることができない。」

・堺市暴力団等排除措置要綱第12条

「市長は、入札参加除外者等については、本市契約の全部又は一部について下請契約の相手方若しくは受任者（以下これらを「下請負人等」という。）となることを認めないものとする。」